

雜纂

讀史劄記

宮崎市定

内容

- 一、史記優孟傳
- 二、漢書貨殖家番附
- 三、漢代の郷制
- 四、首虜數
- 五、魏晉の戸口數
- 六、五代軍閥の系統
- 七、五代の國都
- 八、近世の奴婢・佃戶
- 九、宋代の戸口統計

一 史記優孟傳

史記卷百二十六滑稽列傳に楚の莊王の時の優孟に就て一見不思議な記事が載つてゐる。彼は有名なる宰相孫叔

敖の恩顧を受けたのに感じ、叔敖の死後その子孫が零落せる窮狀を見て之を莊王に告げるのであるが史記の本文には左の如く見えてゐる。段落は勿論余が便宜上設けたものである。

(第一段) 居數年。其子窮困。負薪逢優孟。與言曰。我孫叔敖子也。父且死時屬我。貧困往見優孟。優孟曰。若無遠有所之。即爲孫叔敖衣冠。抵掌談話。歲餘像孫叔敖。楚王左右不能別也。莊王置酒。

(第二段) 優孟前爲壽。莊王大驚。以爲孫叔敖復生也。欲以爲相。優孟曰。請歸與婦計之三日而爲相。莊王許

之。三日後優孟復來。王曰。婦言謂何。孟曰。婦言慎勿爲。楚相不足爲也。如孫叔敖之爲楚相。盡忠爲廉。以治楚。楚王得以霸。今死其子無立錐之地。貧困負薪。以自飲食。必如孫叔敖。不如自殺。

(第三段)因歌曰。山居耕田。苦難以得食。起而爲吏。

身食鄙者餘財。不顧恥辱。身死家室富。又恐受賅枉法。爲姦觸大罪。身死而家滅。食吏安可爲也。念爲廉吏。奉法守職。竟死不敢爲非。廉吏安可爲也。楚相孫叔敖。持廉至死。方今妻子窮困。負薪而食。不足爲也。

(第四段)於是莊王謝優孟。乃召孫叔敖子。封之寢丘四百戶。以奉其祀。

之は妙な話である。いつも昵近の優孟が、ずつと前に亡くなつた孫叔敖に扮して出て来て、いかによく似てるからと云つて早速之を相にしやうといふ莊王は正氣の沙汰でない。一時の酒興ならば兎に角三日も續けて酔つてゐたとも考へられぬ。そこで劉知幾の史通は暗惑十四條の二に數へて難じて曰く

孫叔敖之沒。時日已久。豈有一見無疑。而遽欲加以寵

榮。復其祿位者哉。

と疑ひ、梁玉繩史記志疑には

案優孟之事。決不可信。所謂滑稽也。

と匙を投げてゐる。扱この事實に就ては既に史記志疑にも引いてゐるが呂氏春秋異實に

孫叔敖疾將死。戒其子曰。王數封我矣。吾不受也。爲我死。王則封汝。必無受利地。(中略)孫叔敖死。王果以美地封其子。而子辭。請寢之丘。故至今不失。

とあつて、叔敖の死後直ちに其の子か封ぜられたるが如く傳へ、又韓非子喻老第十九には

楚莊王既勝晉于河雍。歸而賞孫叔敖。孫叔敖請漢間之地。沙石之處。楚邦之法。祿臣再世而收地。唯孫叔敖獨在。

とあり、之によれば叔敖在世中に既に封を受けたるもの如くでもある。所詮此等は傳聞の相違であつて、如何に綿密な考證も事實を決定するに由がない。今問題とするのも斯る點に關しては、千古の名文家司馬遷が、何故に「決して信す可からざる」文章を書いたか

ある。

思ふによく讀むとこの文章の中には二人の莊王がある。

莊王置酒から後、第二段に出て来る莊王は劇中に出て来る莊王なのである。優孟が孫叔敖の眞似をし出したこと

は眞の莊王始め觀客には分りすぎたことであるが、(第一

段)劇中の莊王がわざと驚いて見せたのである。妻に相

談する爲の三日間も舞臺の上での三日間であるから手取

早く濟む。再び莊王に謁して婦言を述べ(第二段)、且つ

歌ふのであるが、恐らく同時に舞踊したものであらう

(第三段)。優孟の言葉の中に次第に孫叔敖でないことを

莊王に知らせるあたり、眞に生彩ある文字である。そこ

で今度は本物の莊王が優孟に謝するので(第四段)、之を

始から眞の莊王の所へ、優孟が孫叔敖に化けて強迫にゆ

くのでは、折角の趣向が臺無しになる。太史公は恐らく

置酒の二字で、直ちに舞臺面がそこへ現れると思つたの

であらうが、性急な後世の讀者はそんな含蓄を味ふ餘裕

がない、さてこそ、いはれなく難じて見たり、信す可からざること、考へたりして了ふのである。斯く考へて更

に讀むと「歳餘像孫叔敖。楚王左右不能別也」の文句は蛇足のやうな氣がする。後人の添筆でもあらうか。

斯ういふ唐突な書き方は史記に限らず、左傳にも出て来る。僖公十年の條、

秋孤突適下國。遇太子。太子使登僕。而告之曰。夷吾

無禮。余得請於帝矣。將以晉界秦。秦將祀余。對曰。

臣聞之。神不歆非類。民不祀非族。君祀無乃殄乎。且

民何罪。失刑乏祀。君其圖之。君曰諾。吾將復請。七

日新城西偏。將有巫者。而見我焉。許之。遂不見。

と恰も孤突が故太子の幽靈を見たやうに書いてあるが後に僖公十五年の條、秦伯の言に

寡人之從君而西也。亦晉之妖夢是踐。

とあつて、前のは正しく夢であつた。古人は夢を心の錯

覺とは考へず、一種の神の示現と信じたので、夢と幻と

幽靈と、何れも區別なき神祕的な現實であつた。杜註に

妖夢を解して

孤突不寢而與神言。故謂之妖夢也。

と、強て夢を幻と解せんとしたのは無駄な勢力である

う。正氣から夢へ、現實から芝居へと場面が變つても別にことわらずに書き續ける描寫法があつたのである。古人は本をすうつと一度讀むだけでなく、何度も讀んで後の部分から前の方を判斷しては讀んだものであらう。

果して優孟傳を斯くの如く讀み得可きものとせば、此の一章は支那戯曲史の上にも面白い材料を提供する。第一に置酒といふ二文字にて直ちに舞臺が想像さるゝ程、宮廷には芝居が流行したること。第二に俳優が現在觀客として臨席せる王者に扮して出場することも許されたること。而して諷諫はこの假設の王者に對してなされる、ことが多かつた。でなければ、いくら誘ひをかけても帝王などがさういつも巧く此方の注文にひつかゝつて來るものではない。この事からして吾人は更に滑稽列傳を讀み直して、同じ優孟が馬の葬式に就て莊王を諫め、優旌が秦の二世を諫めたのも、宴席上に於て、假の帝王に對してなされたと想像する方が、遙に餘韻嫺々たるを覺ゆるものである。

二 漢書の貨殖家番附

漢書貨殖傳は史記の文を取る所多きが、亦獨特の材料を持つてゐる。之を史記既有的の部分と比較すると貨殖家の財産額の書き方に於て兩者非常な相違あるを見る。即ち史記に於ては

(陶朱公)十九年之中。三致千金。(申略)子孫脩業而息之。遂至巨萬。(徐廣曰萬萬也)

(倚頓・郭縱)與王者埒富。

(竊婦清)家亦不訾。

(蜀卓氏)至僦千人。

(宛孔氏)家致富數千金。

(曹邴氏)富至巨萬。

(齊刁間)起富數千萬。

(師史)能致七千萬。

(橋姚)馬千匹。牛倍之。羊萬頭。粟以萬鍾計。

(無鹽氏)富埒關中。

(田番・田蘭・韋家・栗氏・杜氏)亦巨萬。

(雍伯)千金。

(張氏)千萬。

通觀するに家僮、牛馬、粟を以て財産を計り、然らざるも千金(千萬)とか巨萬(萬萬)とか、形容であるか實際であるか判断のつきかねる文字を用ひ、頗る曖昧たるを免れず、只判然たるは師史の七千萬のみである。然るに、次に漢書に書き足し又は書き直したる部分を見ると、

(蜀卓氏)富至僮八百人。

(成哀間成都羅褒)訾至鉅萬。

(臨淄姓偉)訾五千萬。

(師史)能致十千萬。

(成哀王莽時雒陽張長叔・薛子仲)訾亦十千萬。

(樊嘉)五千萬。

(樊綱・如氏・直氏・王君房・樊少翁・王孫大卿)皆鉅萬。

とあり、この中蜀卓氏は史記卷百十七司馬相如傳に

卓王孫家僮八百人。

とあるを取つたので漢書の新材料ではない。師史の十萬は七千萬の譌なる可く、果して然らば此に續ける張長叔・薛子仲も亦七千萬でなければならぬ。併し顔師古が既に

十千萬即萬萬也

と註してゐるのを見れば唐代より十となつてゐたことが分る。卓氏と師史を除き他は漢書自身の材料なるが、その富が何れも貨幣を以て表はされてゐるのは注意す可き現象である。思ふに漢武帝の時五銖錢が鑄造されて標準貨幣としての價值が確認され、以後財産が貨幣に換算して評價さるゝ迄に、貨幣經濟が侵透して來たのであらう。そこで何家は五千萬、七千萬、或は十千萬といふ貨殖家番付の作成も可能になつて來たのである。この貨幣經濟の流行こそは以後の支那社會に深甚なる影響を與へて、種々の複雑な問題を惹起したるものであつた。

三 漢代の郷制

支那古代の邑は一方に都市として發達すると共に、田舎に残されたものは、郷落としての發展を遂げ、漢代に至つて郷制が支那社會の根柢をなすに至つた。漢の郷制の大要は漢書百官公卿表に見ゆる。

大率十里一亭。亭有長。十亭一鄉。鄉有三老。有秩。嗇夫。游徼。三老掌教化。嗇夫職聽訟收賦稅。游徼徼循

盜賊。

この文はあまりに簡單すぎるので、司馬彪續漢志百官志。劉昭注を合せ讀まねばならぬ。顏師古の漢書注は混雜してゐる。

里は里程にあらずして百家の組合である。續漢志に

里有里魁。本注曰。里魁掌一里百家。

とあるもの即ち是。さすれば一郷は十亭なれば百里萬戸となる筈であるが、漢書百官公卿表を見るに

縣(道國邑)

千五百八十七

郷

六千六百二十二

亭

二萬九千六百三十五

とあるより計算すれば平均一縣は四郷餘、一郷は四五亭である。而して天下の墾田は

天下定墾田。八百二十七萬五百三十六頃

なれば一縣約五千二百頃、若し縣治と郷が夫々同數の墾田を有するものとすれば、一郷の墾田は一千餘頃。一戸一頃といふ古來の常識よりすれば一郷は約千餘戸の團體である。

次に三老は起源の甚だ古いもので史記趙世家に國三老

といふものあり、之は首都の三老であらう。漢代にも郷三老の外に縣三老が置れてゐる。郡三老の名が見當らぬが、蓋し郡は疆域であつて、縣の如く都市でもなく、郷の如く聚落でもないからであらう。之によつて見ると三老は古の邑と起源を等しくするものである。恐らく古代の半獨立の部落國家とも稱す可き邑に於る代表者の長老で、薩滿的な祭祀政治を行つたのが三老であらう。されば後世も養老禮など宗教的な起源を有する儀式を行ふ時には臨時に三老を立るのである。漢代には三老が一般に尊敬されたるは周知の事實で、漢末赤眉の賊はその衆を部分するに一營萬人の長を三老と稱せしめた。蓋し一般無智の下民には六ヶ敷い朝廷の官職よりも郷里の三老の方が遙に有難いものであつたのである。

三老は教化を掌るとあるが、漢代は未だ儒學が田舎迄は徹底せず、三老自身も學問などは知らなかつたに違ひない。地方に行はれ來つた習俗により、薩滿的な信仰を以て郷人を嚮導したものであらう。然るに中央政府に於

ては夙に祭政が分離し、政治の力が地方に侵透すると共に郷に於ても、祭祀的な三老の勢力が衰へ、之に代つて耆夫が郷の代表者となつて來た。既に漢書卷七十六韓延壽傳に彼が左馮翊の守となり高陵縣に至りし時、兄弟相訴ふるものあり、延壽が自ら咎を引いて謹慎したので縣の官吏も恐縮し

令・丞・耆夫・三老。亦皆自繫待罪。

とあつて、耆夫を三老の上位に書いてある。續漢志には

郷置有秩・三老・游徼。

といふ順序にせるが、之は有秩の次に耆夫を略したのである。

次に有秩は耆夫と同じ性質のものであつて、續漢志に

本註曰。有秩郡所署。秩百石。掌一郷人。其郷小者縣

置耆夫一人。皆主知民善惡。爲役先後。知民貧富。爲

賦多少。(劉昭注。漢官曰。郷戸五千則置有秩。)

とあつて有秩は耆夫の特別のものである。されば前漢書は耆夫だけの説明をしてゐる。耆夫は同輩に三老あるが之は時に名譽職の如きもので、實際の行政(收賦税)司法

(職聽訟)は自ら行ふ所であり、而して警察官たる游徼はその統屬する所である。急就章顔師古注に

游徼。卽耆夫之所統。

とあり、外に收税の爲に郷佐なる屬僚がある。續漢志に

又有郷佐。屬郷主民。收賦税。

と見ゆ。即ち耆夫は一郷約千戸、時には五千戸にも及ぶ

んとする大部落の代表者であつて、或程度迄、行政・司

法・警察の權を有する。後漢書仲長統傳に彼の損益篇を

載するが章懷太子注に關關十三州志を引き

有秩耆夫。得假半章印。

の句があり、彼は知印官であつたことが分る。假るとは

事實與へられることであり、印を知するは長官たる權限

と責任を有することを表はす。猶半章とは損益篇に

身無半通青綸之命。而竊三辰龍章之服。(註。說文綸青

絲綬也。鄭玄注禮記曰。綸今有秩耆夫所佩也。)

とあり、半通青綸は朝廷の顯官より見れば卑官の印綬ならんも、地方民には之を佩する者は宛然父母の官であつただであらう。有秩は郡に、耆夫は縣に任命さるゝが、恐

らく郷人の意向を參酌して決定されたりしなる可く、必ずしも投票選舉は存在せざるも、郷有力者の談合協議が郷の輿論を反映して意見の具陳が行はれたことであらう。

後漢末三國の大動亂は漢代の郷制を徹底的に破壊し去つた。その直接の原因は天災饑饉による農民の流亡であるが、この頃又流亡せる農民が故郷に復歸し難き事情が生じてゐた。そは貨幣經濟の農村への侵透である。生活程度の向上と農民の窮迫は借金の上重壓を増した。彼等が多く流亡してゆく南支那も最早無主の土地はなく、豪族が占有して彼等を收容して佃客とした。又彼等が流亡した後の北方の土地へは更に生活程度の低き異民族が奴隸・佃客として流入したやうである。民族の北方より南方への移動は既に後漢末より行はれてゐた。

自由民の流亡は必然、自由民が其一員として構成せる郷の制度を破壊した。郷は小數豪族の專制する所となり、政府でも之に自治を委ねることが出来なくなつた。此に於て縣の制度が發達し、人民は郷によらずに縣によ

つて治められることになる。晋書職官志を見ると縣衙の組織を記せるが

縣大者置令。小者置長。有主簿。錄事史。主記室史。

門下書佐。幹。游徼。議生。循行。功曹史小史(五字恐

ク衍)。廷掾。功曹史。小史。書佐。幹。戶曹掾。史。

幹。法曹門幹。金倉(倉曹カ)。賊曹掾。史。兵曹史。

吏曹史。獄小史。獄門亭長。都亭長。賊捕掾等員。

とあつて數多くの職員が揃ひ居る丈、事務の繁忙も察せらる。然るに郷に就ては次の如く

又縣戶(今補)五百以上。皆置郷。三千以上。置二郷。

(中略)郷置耆夫一人。郷戶不滿千以下。置治書史一人。千以上置史佐各一人。正一人(三字恐ク衍)。五千五百

以上。置吏(史ノ譌)一人。佐二人。縣率百戶。置里史

一人。(下略)

最早三老は記載せられず、戶五百以上の小縣にては郷を置ずして直接縣が民を治め、然らざるも郷には耆夫・史・佐のみで之は單に戶籍事務や租稅の徵收のみを司るもの如くである。

激微は最早畜夫の部下でなく縣吏の中に入れられ、警察權のなき畜夫には同時に裁判權もなきは見易き道理である。百戸に一人宛の里吏も畜夫の部下ではなく直接縣に隸屬してゐるやうに見える。即ち晋の郷は郷の名はあるが、郷制のなき郷であつて漢のそれとは全く性質を異にして來てゐる。之は支那社會史上の大變動である。恐らく古代と中世の境界線はこの邊に敷かる可きものと思ふ。

郷制が破壊されたりとは云へ、人民は何等かの團體を造らねば生活に不便である。自然に聚落が出來上るが、晋以後はそれがつひに漢代の如き郷制をとる迄に至らず、もつと小なる村制に止まつた。漢代の郷は約千戸の大部落なりと云つたが、それが一つの聚落に纏つてゐたのもあつたやうである。前漢書卷八十九朱邑傳に、彼は舒縣の桐郷の畜夫として人民に信望が高かつたので、造言して故郷に歸葬せしめ、其子は之を桐郷の西郭外に葬つたとある。即ち恰も縣と同じやうに郷の周圍に郭を廻してあつた。縣と郷とは元來同じ性質のもので、郷の特

別なるものが縣になつたのである。されば郷の小なるものは郷と稱せられ、斯る部落は屢々戰爭の際陣地を置かるゝので、史に郷郷の名が多く散見する。郷がそのまゝ昇格して縣となるのも珍しくないので古き縣名には何郷縣といふのが多い。

中世以降の郷は單なる地域であつて、その區劃内に村落が數個點在する。この戸數は勿論一定せぬが百戸位を普通とした。この事實を基礎とする政策は成功するが、之を無視したならば失敗する。北魏は孝文帝の時に李冲の上言により彼の有名なる三長制を立てた。魏書食貨志に
五家立一隣長。五鄰立一里長。五里立一黨長。長取鄉人彊謹者。鄰長復一夫。里長二。黨長三。所復復征戍。餘若民。

之で見ると一黨長は約百二十十戸の長である。之は成功したとある。然るに隋の時蘇威は五百戸を郷とし、鄉正を置いて訴訟を裁斷せしめんとし、李德林の反對に遇ひ乍ら強て斷行した所、反つて弊害が多く、間もなく廢止になつた。先の三長制は單に戶籍財産狀態の調査などを

主とし、郷正は聽訟の重大権限を與へられた等、性質の異なる點もあるが、實際に又五百戸の家が一個所に固まつて存在してゐなかつたせいもあらう。隋書卷七十三公孫景茂傳に

大村或數百戸。皆如一家之務。

とあり、數百戸は大村と考へられ、それも一家の如く親密なのは稀な現象であつた。唐制は

諸戸以百戸爲里。五里爲郷。(中略) 每里置正一人。掌案比戸口。課植農桑。檢察非違。催驅賦役。(中略) 免其課役。在田野者爲村。別置村正一人。其村滿百家。增置一人。(中略) 其村居如不滿十家。隸入大村。不須別置村正。(通典卷三鄉黨)

と見え、二種の區分法が重複して行はれてゐる。郷と里は五百戸・百戸の數に従つた人爲的區分であり、村は聚落の状態に従つた自然的區分である。而してその村落は百戸以内を普通としたことが、この規定からも想像される。唐の五百戸を郷とする制度は大體其儘實施したらしきことは、元和郡縣志の各州に於る開元年間の郷數と戸數を

比較すると首肯され得る。それ丈に又郷なるものは單なる便宜上のもので、機械的、形式的なものなりしことも想像される。この形勢は近世まで繼續して來てゐる。中世以後支那には郷名はあるが郷制はない。村制があるがそれは古の郷制に比すれば極めて微弱なもので、その自治制度や、自衛警察の能力やは、二三特殊の例から誇大して考へては真相を失するであらう。

顧炎武日知錄卷八に郷亭之職なる一篇あり、漢代の政治が前古に卓越せるは、郷官の設ありしに由るとなし、後世も之に倣ひて地方政治を振興す可しとの意見である。之に對して兪正燮癸巳存稿卷十一に少吏論あり、少吏とは百石以下郷亭之職のことにて、二百石以上の長吏に對する。兪氏によれば古今時勢を異にすれば、強て古に則りて郷官を復活するも害ありて益なかる可しと云ふに歸する。余は兪氏に左袒するものである。郷官は郷制と共に自然に發達したるもの、人爲を以て造らる可きものではない。寧ろ近世には村制を根幹とする特殊の對策が立てらる可きであつた。

尚願氏が郷官の廢止を以て隋の開皇中とせるは隋書百官志に

(開皇)十五年。罷州縣鄉官。

とあるを採つたので、諸家この説に従ふもの多きが、この郷官は同志

舊周齊。州郡縣職。自州郡縣正己下。皆州郡將縣令。

至而調用。理時事。至是不知時事。直謂之鄉官。別置

品官。皆吏部除授。

の郷官を受けたること疑なく、寧ろ中正の官を意味する。

所謂鄉亭之職の郷官は隋を待たずして、漢末郷制の崩壊

と共に事實上消滅したりと見る可きである。而して郷制

の崩壊は益々富豪の土地兼併、良民の部曲化となり、扨こ

そ曹魏が屯田政策を行はざる可からざりし所以である。

四 首 虜 數

三國志に魏の太祖曹操が東郡の太守を以て兗州の牧を領し、黃巾の賊を壽張の東に破つて濟北に至りその衆を

降したことを記し

(初平三年)冬受降卒三十餘萬。男女百餘萬口。

とあるが、余は之を讀んで當時の曹操にとりてはその餘りにも大人數過ぎることを疑つたことがあつた。然るに後に魏志卷十一國淵傳を見ると

破賊文書。舊以一爲十。及淵上首級。如其實數。

とあつて大抵十倍に誇張するのが習慣であつて公文書に

も認められてゐたことが分る。依て初平三年黃巾の降衆

も實數三萬、男女十萬餘口なのであらう。外に魏志武帝、

文帝本紀の註に諸書を引き

(建安五年註)獻帝起居註曰。(中略)輒勒兵馬。與戰官

渡。(中略)凡斬首七萬餘級。

(黃初二年註)魏書曰。十一月辛未。鎮西將軍曹真。命

州將及州郡兵。討破叛胡。(中略)斬首五萬餘級。獲生

口十萬。羊一百一十一萬口。牛八萬。

(四年三月註)魏書曰。丙午詔曰。孫權殘害民物。朕以

寇不可長。故分命猛將。三道竝征。令征東諸軍。與權

黨呂範等水戰。則斬首四萬。獲船萬艘。(下略)

などであるのは何れも實數は十分の一と解す可きであ

る。單に三國時代のみならず、恐らく各時代に互つて斯

ういふ數へ方が行はれてゐたこと、思ふが未だその起止を明かにし得ない。因みに晋が吳を滅した時、版籍の戶口數が吳志卷三孫皓傳の注に引いてあるが、それには實數が載つて居り、舟船の數は五千餘艘と見えてゐる。(この事に就て何處かの書に既に言及してあつたやうにも記憶するが今思ひ出せぬ。)

五 魏晋の戶口數

後漢末三國の大亂は支那の社會の大變動期であり饑饉戰亂に殫れるものも多く、人口の大激減を見た。傳咸は晋武帝に上書して

戶口比漢。十分之一。

と云つてゐる。實はそれ程でもないが、晋書地理志に、

太康元年平吳。大凡戶二百四十五萬九千八百四十。

口一千六百一十六萬三千八百六十三。

と見え、此より約百二十年前、後漢桓帝永壽三年の

戶千六十七萬七千九百六十。口五千六百四十八萬六千

八百五十六。(晋書地理志)

に比して約四分之一に減少してゐる。而して此中吳蜀の分

は三國志吳志蜀志の夫々滅亡の條の裴松之注に見えてゐる。吳に就ては

(吳志孫皓傳注)晋陽秋日。(王)濬收其圖籍。領州四。

郡四十二。縣三百一十三。戶五十二萬三千。吏三萬二

千。兵二十三萬。男女口二百三十萬。

とあるが、之は晋書地理志によると

孫權赤烏五年。亦取中州嘉號封建諸王。其戶五十二萬

三千男女口二百四十萬。

とあつて、赤烏五年の統計らしくも思はれる。而して後

漢書郡國志に引ける帝王世紀には

又案正始五年。揚威將軍朱照日所上。吳之所領。兵。戶

九十三萬三千。推其民數。不能多蜀矣。

と見えてゐる。兵戶とは、兵戶と民戶とを合した意味ら

しく、前の統計では兵戶と民戶と合しても七十五萬三千

にしかならぬが、或は朱照日の傳聞の誤かも知れぬ。但

し兵戶と民戶を合して戶數の統計を出すことが行はれて

ゐた證左にはなる。晋の太康元年の統計は恐らく合計の

數であらう。次に蜀は

(蜀志後主傳注)王隱蜀記曰。(中略)送士民簿。領戶二十八萬。男女口九十四萬。帶甲將士十萬二千。吏四萬人。

とある。そこで若し魏本部に前後戸口の移動がなかつたものと假定すれば、太康元年の戸數二百四十五萬より吳の兵民戸數七十五萬三千、蜀の兵民戸數三十八萬二千を差引き、殘百三十二萬五千が魏の戸數となるわけである。

然るに又後漢書郡國志注に引ける帝王世紀に次の記事がある。

景元四年。輿蜀通計。民戶九十四萬三千四百二十三。

口五百三十七萬二千八百九十一人。

今これより蜀の民戶二十八萬を減すれば、約六十六萬三千が當時の魏の民戶數である。然らば残り六十六萬二千が兵戶となる。之は餘りに尠大に失するやうであるが、魏には例の有名な屯田法がよく行はれたので、純然たる軍戶以外の屯田民がこの數の中に含まれてゐるものであらう。

晋の戸口數は大體太康元年の統計で想像出来るが、之に

對し、北方から侵入した五胡の戸口は何程であらうか。勿論精確な數の出よう筈がないが、多少手懸りとなるものは、晋書卷二文帝紀景元四年の條に、この頃司馬昭は大將軍となつてゐたが鄧艾・鍾會をやつて蜀を攻めさせてゐる最中、魏帝は彼に九錫を與へやうとしたことを記し

冬十月。天子以諸侯獻捷交至。乃申前命曰。(中略)是以東夷西戎・南蠻北狄。狂狡貪悍。世爲寇讎者。皆感義懷惠。款塞內附。(中略)前後至者。八百七十餘萬口。

とある。八百七十餘萬といふ數は出鱈目としては、尤もらし過ぎる數で、何か據り所のあるものであらう。扱この文に見えたる東夷西戎南蠻北狄であるが、當時南方の吳は屢々魏に使を遣して時には臣と稱したりしてゐるので南蠻の中へ加へられたであらう。蜀は最初から魏と兩立出來ぬ建國の方針であるが今や滅亡が目前に迫つてゐるので魏の方でも之をも加へ、兩國合せて凡三百五十萬位の人口を見積つたと見て差支ない。然らば残り五百二十萬が東夷・北狄・西戎である。然るに此時代には西方諸

國の人口を記載したものが見當らない。例へ入貢しても數の分らぬものは除外して統計を出すのが支那のやり方であるから西域諸國は實際にはこの中に入つて居なかつたであらう。次に所謂東夷は魏志卷三十烏丸・鮮卑・東夷傳に魏に入貢せるもの、戸數を擧げてゐる。

(1) 夫餘 戸八萬

(2) 高句麗 戸三萬

(3) 東沃沮 戸五千

(4) 濊 戸二萬

(5) 馬韓五十餘國 總十餘萬戸

(6) 辨韓・辰韓合二十四國 總四・五萬戸

(7) 倭末盧國 四千餘戸。奴國二萬戸。不彌國千餘家。

投馬國五萬餘戸。計七萬五千餘戸。(勿論この外に

諸國の戸數未詳なるものが多いが、晉書では、知れたるもの丈を合計して、倭人。魏時有三十國通好。

戸有七萬。と恰も三十國全體の人口の如くに記してゐる。

以上七項を合計すると約三十五萬戸となる。漢書地理

志の玄菟・樂浪の戸口數は夷人をも合したであらうと考へられるが、其一戸當り口數は平均六人である。後漢書郡國志の此部分には何か間違ひがあるらしいので今探らぬ。この口數の率から想像すれば魏の所謂東夷は凡そ二百十萬口となる。

次に關中地方には氐羌が多かつたが、その口數は、かの有名な江統の徙戎論に

關中之人。百餘萬口。率其少多。戎狄居半。

とあり、晉初に知られたるものは大體五十萬と見積つて差支へない。之が先の魏の詔に見えたる所謂西戎に當るものであらう。果して然らば東夷西戎合計二百六十萬を差引きたる残り、矢張同數の二百六十萬が北狄に振向けられる。

北狄の重なるものは烏丸・鮮卑・匈奴であるがその戸口數は多くの場合、落なる單位を以て記載されてゐる。

(1) 烏丸 遼西烏丸五千餘落

上谷烏丸九千餘落

遼東屬國烏丸千餘落

右北平烏丸八百餘落

合計一萬五千八百餘落が魏志卷三十に見えたる數である。

(2)南匈奴 晋書卷九十七北狄傳に五部の衆を叙し

左部萬餘落。右部可六千餘落。南部可三千餘落。

北部可四千餘落。中部可六千餘落。

(計二萬九千餘落)

とあるが之は并州内にある純粹なる匈奴部落で猶この他に多數の雜胡が長城の内外に散布してゐたやうである。されば劉聰が官制を定めたる時、單于左右輔をして各々六夷十萬落を主らしめた。合計二十萬落に上るが北漢の勢威は關中塞外に及んだので、この中には鮮卑氏羌をも少からず包含してゐるに違ひない。後に北漢が亂れた時、石勒載記に

羌羯降者四萬餘落。(中略)巴帥及諸羌羯降者十餘萬落。

と云つてゐる。之は先の二十萬落の内なること疑なく、而して其十四萬落の内容は大體に羌羯であつた。羯とは屠各以外の匈奴を汎稱したのであるまいか。

(3)鮮卑 魏志鮮卑傳註に引ける魏書に

烏丸校尉耿曄。將率衆王。出塞擊鮮卑。多斬首虜。

於是鮮卑三萬餘落。諸遼東降。匈奴及北單于遁逃後。

餘種十萬餘落。諸遼東雜處。自號鮮卑兵。

とあるが之は後漢順帝の時である。之で見ると鮮卑と云ふも其實質の内容は寧ろ北匈奴であつて、而も夫が自ら鮮卑と號する迄に鮮卑化して了つてゐる。鮮卑諸種の中でも特に拓跋氏が匈奴と密接な關係を保ちつゝ發展したことは史上に明かに看取せられる。

扱以上北狄では通じて落なる單位で其部衆を計つてゐるが之は抑も如何なるものであらうか。落は部落であるが夫は支那の村落のやうに大なるものでないことを先づ知つておく必要がある。それは例の江統の徙戎論に

五部之衆。戶至數萬。人口之盛。過於西戎。

とあり、此に云ふ戶數萬は、明かに先の三萬落を指せるに相違ない。即ち北狄の落を又戶といふこともあつたのである。西戎を五十萬とし、それに過ぐるといふのは何程

か分らぬが、假に六十萬とすれば、一落即ち一戸は平均二十人程となる。

又晋書慕容暕載記に前燕が滅亡せし時のことを記し「付」堅徙暕及其王公已下。並鮮卑四萬餘戸于長安。

とあるが既にして付堅の殺さるゝや大舉して東歸を謀つた。通鑑卷百六。太元十一年の條に

西燕僕射慕容恒。尙書慕容永。襲段隨殺之。立宜都王顥爲燕王。改元建明。帥鮮卑男女四十餘萬口。去長安

而東。(胡註。海西公太和五年。秦遷鮮卑于長安。至是財十七年耳。而種類蕃育。乃如此。)

なる記事あり、所が通鑑の右の記事は北魏書卷九十五慕容永傳より採る所と思はれるが、本傳には男女三十餘萬口とあるのみである。而して胡三省は此數を以て先に付堅によつて移住せしめられたものゝ蕃育せる結果としてゐるが、一方には戰亂の爲に死亡する者も相當に上る筈であるから必ずしも増加したとは考へられぬ。兎も角、此數が先の四萬餘戸其物に外ならぬことが認めらるゝならば、鮮卑の一戸は凡七・八口に相當する。寧ろ之は軍隊

に徵發されたりした残りであつて一戸當りの口數の少い場合であらう。

尙鳥丸は凡一萬六千落を數ふること前述の如くであるが、三國志魏志武帝紀に曹操が建安十二年鳥丸征伐の事を記し

胡漢降者二十餘萬口

とある。若しも其大部分が鳥丸であり、而も夫が先の一萬六千落に相當するならば一落は十二・三口に當る譯である。以上の推斷にして幸ひに大なる錯誤がないならば、北狄の一落は又一戸ともよばれ、大底十人以上が普通であつたと見てよからう。今斯る前提の下は五胡時代の大勢を概觀するならば大凡次の如くなる。

西晋の末、先づ并州にある南匈奴五部三萬落、五六十萬口が中心となつて暴動を起し北漢を立て、その盛時には内外の雜胡の附隨するものが多く、劉聰の時には二十萬落、約二百萬口の大勢となつた。この勢力は大體そのまゝ石勒に引續かれたが、別に遼西地方には三萬落、約三十萬口の鮮卑が蟠踞し、纏て北匈奴十萬落を同化して

待機の姿勢にあり、それが慕容氏・拓跋氏統率の下に北支那に大移動を開始するのである。

六 五代軍閥の系統

唐の軍中に夷狄出身の軍人が多かつたことは周知の事實であり、かの安史の亂は斯る夷狄軍閥の蜂起であつた。安祿山の母は突厥の巫とあるがその軍中には突厥人が多い。その兵勢が大いに振ふに至つたのは天寶十一載突厥首領阿布思が唐と廻紇に挾撃されて窘窮せるに乗じ其部落を招降したことが與つて力ある。

之に對し官軍の中には突厥人もゐるが、賊に致命的な打撃を與へたのは廻紇の援兵であつた。安史の亂は宛然塞外に於る突厥・廻紇爭鬪戰を支那内地に延長したかの如き觀を呈する。史朝儀は廻紇と連和せんと試みたが成功しなかつた。安史の亂は鎮定後、唐の朝廷に軍閥跋扈の患を残したが、そは賊軍の遺孽が多い。先づ河北三鎮の首領取は魏博の田承嗣であるが、四州の地を横領し、唐の使者魏知古が來た時。

盡據相衛四州之地。自置長吏。掠其精兵良馬。悉歸魏

州。逼魏知古。與共巡磁相二州。使其將士。割耳務面。請承嗣爲帥。(通鑑卷二百二十五。大曆十年二月)

とあり、割耳務面は突厥・廻紇の風習である。既に天寶十載、河西節度使安思順が高仙芝に代られやうとした時思順諷群胡。割耳務面。請留已。(通鑑卷二百十六)と運動して成功した例がある。寶應元年上皇玄宗が亡くなつた時、蕃官務面割耳する者四百餘人と見ゆ。之で見ると魏博の精銳は突厥の遺孽が中心であつたらしい。

次は淮西の李希烈であるが、この地方は馬が少いので驃馬に乗つた騎兵、驃子軍が中堅兵力をなした之も素性は突厥らしい。又宗室出の李錡が鎮海軍節度使として京口にあり、聽て自全の計をなし精兵を集めたが、胡奚雜類を集めて蕃落とし給賜他卒に十倍するの有様であつた。(通鑑卷二百三十六) 江南のこと、て流石に塞外夷狄の來るものが少かつたのであらう。李錡は間もなく元和二年没落し、淮西も吳元濟に至つて天下の兵の包圍する所となり、四年の後に滅亡した。

雖居中土。其風俗獷戾。過於夷貊。(通鑑卷二百四十。元和

十二年)

とは史家の評であるが實は夷貊に外ならなかつたのである。唐室でも河北は半獨立の状態にあつても自然に北方に對する藩屏をなすので不問に附すが、運河の沿線に軍閥が興起する時は、國力を擧げて之を芟除するに努めた。淮西の滅亡は元和十二年であり、之で軍閥攻争は一段落ついたが、以上は大體突厥が主動力になつてゐたやうである。

次に漠北に雄視した廻紇も繼て黠戛斯に破られて四方に分散し唐に降る者が多かつた。會昌二年三年の交、廻紇の幽州に至りて降る者前後三萬餘人、皆諸道に散隸したが、之が又地方に於て色々な波紋を捲き起した。概して彼等は間もなく軍隊に採用せられ、舊來の突厥系統の軍閥と對立の關係にあつたやうである。咸通元年浙東に賊裘甫が亂をなしたが將軍王式が忠武義成等軍を率ゐて征伐した。彼は江淮地方に於て吐蕃廻紇の配隸された者を驅り集めて騎兵とし、忽ち叛亂を平定したが、翌年徐州に兵亂が起り、牙軍銀刀都が節度使を殺した。魏博

の牙軍にも銀槍都といふのがあつたが、銀刀とか銀槍とかいふのは突厥系でないかと思はれる。王式は直ちに忠武・義成等の軍を率ゐて來り、銀刀都數千人を殺戮した。

扨この忠武軍であるが、之は陳許節度使の軍で何時の頃からか黃頭軍と號した。黃布を以て首に冠するからである。後に西川節度使崔安潛は嘗て陳許節度使たることあり、蜀人が怯弱なので陳許に至り精兵を募り蜀軍と雜へ訓練し、又黃帽を載かせ、矢張黃頭軍と號した。田令孜が蜀を支配するに至つた時も尙この軍があつて、通鑑考異卷二五七に張彰の錦里耆出傳を引き

理兵講武。更創置三都黃頭都。以親密者管之。

とある。所が陳許忠武軍の八都の將であつた王建がその郷人と共に移動して蜀にあり、兵を興して田令孜を攻めた。本物の黃頭軍が來たので蜀の黃頭軍も用をなさず皆王建に下つた。之が五代前蜀の建國である。

この黃頭の風は何かと云ふに、宋會要蠻夷子闔及び拂菻の條、續資治通鑑長編卷三百十七。元豐四年十月。及び卷三百三十五。元豐六年五月の條に黃頭廻紇の名が見

ゆるが、之と一致するものではないかと思ふ。即ち拂菻使者の來朝の道筋は

東至西大石。及于闐王所居新福州。次至舊于闐。次至約昌城乃于闐界。次東至黃頭廻紇。又東至達靉。次至種棍。又至董戩所居。次至林檎城。又東至青唐。乃至中國界。

と見え、之は勿論廻紇移動後の位置である。この黃頭は又室韋の一部にも黃頭室韋があるのを見ると、塞外に流行了たる一種の風習なる可く、黃頭廻紇の黃頭も、廻紇西遷後に西方の影響を受けてから出來た習慣でないことが推測される。恐らく忠武軍の黃頭は元來廻紇の風習で、廻紇の分散に當り一部は支那に入り忠武軍に收容され、一部は西域に走つて宋代迄黃頭廻紇と稱せられたものと思はれる。

扱一方徐州銀刀都殺戮の後、徐州出身の桂州の戍卒が自由行動を起して故郷に歸り、銀刀都の殘黨と結んで徐州宿州を占領した。此處は運河の通路に當る要衝なれば唐の朝廷はどんな犠牲をも拂つて恢復せねばならぬ。遂

に沙陀の朱邪赤心の援軍を得て漸く之を鎮定するを得た。これ沙陀が中原に兵を用ひたる濫觴である。

續いて王仙芝黃巢の叛亂が起つた。起つた所は漢州であるが彼等は陳許襄鄆を経て、其人民を虜とし三十萬の衆を集めた。この陳許襄鄆はもと突厥六州胡の徒された所であつて、此地方の人民が實際は黃巢軍の基幹となつたものらしい。而も同じ陳許出身であり乍ら忠武軍は絶えず黃巢の強敵であつた。陳州の刺史趙犛が將吏に向つて曰く

賊巢之虜。徧于四方。(申略) 況與忠武。久爲仇讎。凌我土疆。勢必然也。(舊五代史卷十四。趙犛傳)

といふ状態であつた。其中に沙陀の李克用が唐の爲に屢々黃巢を破り、黃巢の部下朱溫も唐に降つて名を全忠と賜ひ、州宣武の節度使に任ぜられ、忠武軍と共に黃巢を掃蕩するが、黃巢の敗るゝや其中堅は多く李克用に降らずして朱全忠に降つた。新唐書卷三百二十五黃巢傳に克用悉軍窮蹙。賊將李讜・楊能・霍存・葛從周・張歸霸・張歸厚。往降全忠。

とあつて、五代の後梁國こそは黃巢の軍隊が換骨奪胎し

たものに多ならなかつた。

黄巢の死後蔡州の秦宗權その衆を統べたが朱全忠軍に捕へられ、其部下は孫儒指揮の下に各地に轉戦した。其一部は淮南の楊行密に降り、行密は彼等を優待して黒衣を被せ、黒雲都と號した。蔡人が多かつたと云ふが吳元濟驃軍の流を汲むものであらう。

孫儒の部將馬殷は同僚劉建鋒・張佶と共に湖南に入り、長沙を根據として楚國を立てた。馬希範の代に富民の少年八千人を募り牙軍とし、長槍大槩之を飾るに金を以てし、而も銀槍都と名づけた。魏博牙軍と同名である。

孫儒の士卒は又浙西にも走り、吳越王錢鏐はその驍悍なるを愛し、以て中軍となし武勇都と號した。而も此處では叛亂を起して錢鏐を苦しめ、殆どその地位を失墜せしめんとした。

梁の朱全忠の軍と魏博とは元來一脈聲氣相通するものがある爲か初は連合して、山西の沙陀の南下を防ぐ形勢であつたが、梁が魏博の勢力を削る爲、六州の地を分割して二鎮としたので、魏博は反つて沙陀を迎へ後唐の莊

宗李存勗は實に魏博銀槍都を先鋒として梁を攻め滅したのであつた。

唐鄧地方は淮水の上流にあり、恰も南北支那の境界線に當る。漢代には此處が南支荆州地方に入る門戸であつて人文開け、汝潁奇士多しと云はれたが、大運河開鑿後、交通路が東に移り、此地は地味瘠薄な爲に荒蕪し、扨こそ屢々塞外民族が此處へ移住せしめられたのであつた。

宋に至るも尙この地方は未開なる土地として残り曠土多く一種野蠻なる風習も民間に存してゐた。續資治通鑑長編卷四

唐鄧之俗。家有病者。雖父母亦棄去。弗省視。故病者輒死。

或は

鄂隨唐均房等州射生戶。(長編卷百七十四)

とあつて獵師の多きを云へるが、之は唐代より已に然り東都西南接鄧鏞。皆高山深林。民不耕種。專以射獵爲生。人皆趨勇。謂之山棚。(通鑑卷二百三十九。元和十年)

とあり、之も突厥移住の結果生じたる風俗らしい。嘗て

史思明の落武者が僧となり中岳寺に寓して山棚を誘つて東都を襲はんとしたことなどがあつた。彼等は募りに應じて軍閥に加はり、時に朝廷に反抗したことは前述の如くであるが朝廷が討伐の爲に兵を募るや亦彼等の間から招募した。淮西の吳元濟を討つ時には山棚を募つて山河子弟と稱し、中には拔群の功を立てた者もあつた。山河の名は宋の軍隊の名の中にも残つてゐる。前に云ひ漏したので此につけ加へておく。「般支那人は既に唐代に於て文弱となり殆ど戦闘に堪えなくなつてゐた。騎兵、精兵などの文字は多くの場合、夷狄系統の軍人を指すと解してもよいやうである。

七 五代の國都

中世以前支那國都を通觀するに函谷關を境にして、西方の長安と東方の洛陽が主に全國の首都として用ひられた。洛陽は略々當時の天下の中央に當り、長安は少しく西に偏しすぎてゐる。それで長安に都した時は多くの場合何か特殊な歴史的因縁が伏在するやうである。西漢が長安を都としたのは一に秦の規模に依つたからであつ

た。沛公劉邦は項羽と天下を争ふに漢と國を號したが、實は秦地關中を根據とし、秦の人民を用ゐる、法律制度も多く秦のそれを襲用したやうである。言はゞ秦の延長とも云ふ可きであるが、秦と名乗らなかつたのは天下が嘗て秦の征服を受け秦に怨む所があつたのを感つたのでであらう。東漢に至つて洛陽に鼎を定めたのは、山の中から中央へ出て來たので寧ろ自然の成行である。されば其後を嗣いだ曹魏・西晋・北魏は皆此地を都に選んだのであつた。

唐が長安を都としたのは大勢の上から云へば逆轉である。唐が天下を取つたのは關中を根據とし、北周・隋以來積み來つた潛勢力、就中府兵の力を藉る所が多かつた。唐は武をもつて立つ國家であり、關中は其軍隊を供給する農民の土着してゐる土地である。而して又唐はよく其武力を用ゐて長安をして天下の中心たらしめた。然るに長安は軍事の中心とはなり得たが經濟の中心たる東支那とは餘りにも懸隔してゐた。軍事の中心は次第に經濟の中心に向つて引つけられて來るのである。

隋の煬帝が大運河を開鑿したことは有名な事實である

が地方の物資を都へ運ぶに水運を利用せねばならぬといふ考は古くからあつた。北魏の時薛欽が上言して雇車と造船の費用を比較し、布千四百疋に對する三百疋の割合であると計算し、又薄骨律鎮將刁雍が太和七年に上表して矢張水運を陸運に比較し

計用人工。輕於車運。十倍有餘。(通典卷十漕運)

と稱してゐる。煬帝の大運河は斯る要求から必然的に生れたものであつた。然るにこの大運河も江南より都までの距離が餘りにも長い爲に、物資の輸送には色々な困難があつた。それは揚子江と、運河と、黄河と、洛水との水量が異なる爲で、特に運河を出て黄河に入り、黄河から洛水に入つて洛陽に達する間が、比較的單距離であり乍ら不便が多かつた。第一に黄河と運河との水面は斗門といふ仕掛を以て調節するのであるが、黄河の水量の増した時は、堤防決潰の危険があつて斗門を開くことが出来ぬ。そこで黄河の減水した時を見計つて運河から船を黄河へ出すが、この船はそのまゝ長安迄黄河を溯るには底柱の險を通らねばならぬので、途中から洛水に入つて洛

陽で止まる。然るに黄河の減水した時は洛水も減水して此河は小さいために船の底が支へるのである。一旦洛陽で物資を卸して、陸運に頼るが、陸運は費用が嵩むのでいつも必要な物資丈を都に送り、其他は洛陽附近に留めておいた。即ち布帛の類は洛陽まで運び、更に重い穀粟は黄河と洛水の合流點に洛口倉を築いて留めておいた。この漕運路の盛大になると共に發展したのが運河と黄河の交叉點に位置する汴州である。既に文帝の開皇十五年泰山に壇を築いて天を祀つたが、その歸途汴州に立寄りたる時

還次汴州。惡其殷盛。多有姦俠。於是以〔令狐〕熙爲汴州刺史。下車禁遊食。抑工商。民有向街開門者杜之。船客停於郭外星居者。勒爲聚落。僑人遂令歸本。

(隋書卷五十六。令狐熙傳)

とあり、文帝の時代既に斯の如しとせば、煬帝以後の繁盛が思ひやられるので、運河關係の商人の根據地として以後益々汴州が盛大に赴き、馳て洛陽の繁榮を此に奪ふに至るのである。

唐が天下を平定した當時は長安の町も小さく、百官軍隊の數も僅かであつたので、年々關東から一二十萬石の租米を運んで俸祿等に支拂へば事足る有様であつた。其後唐の國威が張ると共に長安が天下の首府となり、百官軍隊の數も増え、殊に軍隊が次第に傭兵化するに至つて漕運が大問題となつて來た。開元初には八十萬石乃至百萬石を、天寶七年に至つて二百五十萬石を關中に入れねばならなかつたが、若し之が豫定通りに運ばぬと都は大恐慌に陥るので、都に糧食がなくなると天子は百官軍隊を引率して洛陽まで食事をしに來、腹を満して歸るといふ有様であつた。江南から取よせる物資は容易に長安迄は達しないのでやつと洛陽までは來るが、大部分は汴州附近に停滯してゐたと思はれる。そこで汴州は急激な發展を遂げ、開元中戸五萬七千、口〔廿〕八萬二千であつたものが、天寶中には戸十萬九千、口五十七萬七千と約二倍に増加してゐる。

さり乍ら尙洛陽との比を見ると、洛陽は天寶中戸十九萬四千口百十八萬三千であるから、汴州はその半にしか

當らない。それが聽て兩者の位置を轉換する時が來た。そは唐の滅亡、後梁の興起である。汴州宣武軍の節度使たりし朱全忠は唐を篡ふと其儘汴州を以て國都と奠めたのであつた。府名を開封といふが、開封は既に戰國より此附近にあつた邑であり、漢には縣となつた名である。

後梁が洛陽を措いて開封を都としたのは單に太祖との個人的因縁を重視したばかりではない。時勢の變化に應じたる爲である。山河の固を以て都の必須條件とした時代は過ぎた。之を日本で云へば鎌倉を幕府とした時代は過ぎた。是非共江戸に城を築かねばならなくなつて來たのである。洛陽と開封と僅か百餘哩を隔てた所で何れを都にしてもよかりさうなものであるが、新時代は都の資格として洛陽よりも開封を要求してゐることは、次の後唐の歴史が遺憾なく證明した。

梁を殲した後唐は先代晋王李克用の時から梁と兩立出來ぬ仇敵の間柄であつた。梁が李唐を篡ふや、李克用は沙陀出身にも拘らず唐の國姓を賜はつてゐる關係から唐室を復興することを標榜して後梁と争ひ、莊宗李存勗の

時に至り、百戦の後漸く目的を達し、後梁に代つて天下を獲たのであつた。そこで莊宗は國を大唐と號し、唐の高祖・太宗・懿宗・昭宗の四廟に己の先祖三廟を合して七廟を立て、前唐の律令格式を復活し、藩鎮の名も後梁時代に改めたものは残らず唐の舊に復した。後梁の都開封もこの運命を免れることが出来ず、もとの汴州に貶された。併し流石に長安を都とすることは時勢が許さぬので、唐の東都洛陽を復活して都と奠めたのであつた。

然るに後唐の莊宗は天下を取つて了ふと慢心が萌して政治が紊亂し人心が離叛した。其上に國都洛陽が水運に不便な所へ天候不良と饑饉とが見舞ひ、租税も十分に入らなかつたので倉庫が窮乏を告げ、多數の近衛軍はいつも糧食が不足勝であつた。租庸使の孔謙が毎日城の東門に上つて諸州の船が来るのを待ちうけて、夫を軍士に分配したが到底追つつかない。軍人は妻を質し子を賣り、都人も郊に出て草根を掘つて食ひ往々にして餓死する者も出るといふ有様、そこで莊宗は軍人を引率して汴州へ赴かうと思つたが、諫官から御飯稼ぎに出る天子もある

まいと晒笑はれて沙汰止みとなつた。併しそのまゝでは矢張困るので租税の前借をしたり、軍人の糜祿を減俸したりして埋合せをしやうとしたが此爲に益々事態が悪化した。

此時一族の李嗣源が河北で亂兵に擁立されて謀叛した。兵を率ゐて南下し、適々黄河を溯つて都に赴かんとしてゐる租税船を拿捕して積荷の絹を軍士に分配して氣勢をあげ、長驅汴州に入つた。李嗣源の叛を聞いて莊宗も急いで汴州に據らうとして出かけたが、一足違ひで李嗣源に先んぜられたのである。之を聞いて諸軍は追々李嗣源に降り、意氣消沈して洛陽に引返した莊宗は聽て部下の弑する所となつた。

明宗李嗣源代つて帝位に即いたが、此時幸なことには蜀が平定されて其莫大な富が手に入つた。金帛十億と稱せらるゝ戦利品が洛陽に運ばれて、物資缺乏の都も一時潤ふことが出来、明宗一代は何事もなく濟んだのである。

明宗の崩後、子閔帝が立ち、此時明宗の養子李從珂が陝西で謀叛を起し、破竹の勢で洛陽に迫つた。彼は出發

する際、部下の軍士五千人に對し、若し洛陽を占領した
 際には一人當り百緡の恩賞を與へる約束をした。所が洛
 陽では既に倉庫空乏を告げ軍士に對する給養も十分でな
 かつたので、西軍の恩賞の厚いことを聞き皆戰はずして
 李從珂に降つた。所が實際に洛陽に入つて府庫を檢する
 と僅に金帛三萬兩匹しかない。五十萬緡の恩賞がふいに
 なつたので軍士の憤懣思ふ可しである。近世傭兵の時代
 に軍隊を動すには十分の金穴を握つてゐることが、少く
 も交通便宜の地點を占めて軍糧に事缺かぬことが絶對必
 要な條件である。

こんな有様で折角天下を取つた李從珂も部下に對する
 評判が甚だよくない。やがて太原の節度使石敬瑭が契丹
 の後援を得て南下すると、元來戰意のない部下の軍士は
 先を争つて降附したので石敬瑭は易々と洛陽を乗取つて
 後唐を滅した。要するに後唐が洛陽を都としたことの失
 敗であつたことは、僅か十四年の短い間に、再三事實が
 立證したのであつた。

後晋の高祖石敬瑭は後唐の後を受け、其儘洛陽を都と

してみたが矢張不便である。遂に參謀桑維翰の勧めによ
 り、即位の翌年暫く巡幸といふ名で汴州に引越した。其
 留守の間に一事變が勃發し、張從賓なる者が魏州の苑延
 光と相應じて謀叛し、洛陽を陥れて高祖の皇子等を殺し、
 兵を率ゐて汴州に迫つた。此時桑維翰は從容として事に
 當り、高祖を輔けて機宜の措置を誤らなかつたので、一
 時猖獗を極めた叛軍も間もなく鎮定された。實は此時叛
 亂に加擔した軍人の妻子が多く汴州にあつて給養を受け
 てるたので、脅かされて謀叛には加はつたが最初から闘
 志がなかつたのである。汴州の重要さを目の當りに見た
 高祖は、亂後洛陽に残しておいた百官有司を凡て汴州に
 呼び寄せ、汴州を東京開封府として此に都し、洛陽を西
 京として副都に貶した。以後開封の國都としての地位が
 確固不拔のものとなつた。

後漢を経て後周の世宗は五代間隨一の名君であつた。

當時地方には群雄が割據して、淮水以南は南唐の領す
 る所であり、大運河は開封から淮水に出る手前の宿州邊
 で止つてゐたので、彼はこの運河の浚鑿を命じて淮水に

通じさせ、水路を利用して南唐を討ち江北の地を奪つて更に江淮間の運河を濬へ、別に五丈河、蔡河などの水路を改築して、東は山東地方、南は河南南部の漕運が何れも開封に相會する如くした。斯くして開封は文字通り四通八達の都會となつたのである。

周の世宗の事業は宋の太祖によつて繼承された。宋の天下統一はこの開封を中心とする運河網の利用によることが多し。その太祖が晩年に洛陽へ遷都をしようとして企てた話がある。續資治通鑑長編卷十七。開寶九年四月の條

上生於洛陽。樂其土風。嘗有遷都之意。始議西幸。起

居郎李符上書。陳八難。曰京邑凋弊一難也。宮闕不完

二難也。郊廟未修三難也。百官不備四難也。畿內民困

五難也。軍食不充六難也。壁壘未設七難也。千乘萬騎

盛暑從行八難也。上不從。既畢祀事。尙欲留居之。群

臣莫敢諫。鐵騎左右廂都指揮使李懷忠。乘間言曰。東

京有汴渠之漕。歲致江淮米。數百萬石。都下兵數十萬

人。咸仰給焉。陛下居此。將安取之。且府庫重兵。皆

在大梁。根本安固已久。不可動搖。若遽遷都。臣實未

見其便。上亦弗從。晉王(太宗)又從容言曰。遷都未便。

上曰。遷河南未已久。當遷長安。王叩頭切諫。上曰。

吾將西遷者無它。欲據山河之勝。而去冗兵。循周漢故

事。以安天下也。王又言。在德不在險。上不答。王出。

上顧左右曰。晉王之言固善。今姑從之。不出百年。天下

民力殫矣。(李懷忠爲節度使。在太平興國二年冬。此時但領

富州團練使。三朝聖政錄稱節度使者。誤也。晉王事。據王禹

偁建隆遺事。正史闕之)

右は三種の資料を採つてゐるが、李懷忠云々は石介の

三朝聖政錄に出たので司馬光涑水紀聞卷一にも引用して

ある。併しこれと、建隆遺事の晉王云々は何れも傳聞に

出たのであらうが、第一の李符上書は確かな上疏文があ

つたらしいから太祖に遷都の意があつたのは間違ひのな

い事實と見てよい。所が太祖の眞意が那邊にあるかは之

丈では判明せず、反對論も別にこれといふ名論卓説でも

なく、その位の事が最初から分らぬ太祖とも思はず、

事實太祖が承服した様子も見えない。若し太祖が單に山

河の險を問題としたのならば明かに時代錯誤と云はねば

ならぬが、即位の後すぐに運河の浚渫を命じてゐる太祖に時代錯誤ある可しとも思はれぬ。

只太祖の言となつてゐる「百年を出でずして民力殫きん」は或は著者の事後豫言かも知れぬが、兎に角適中してゐる。宋の兵數は太宗以後歲々に累増して宋の財政を底なき深淵に陥れた。併しそれは山河の固とは別箇の問題、即ち兵制が腐敗し禁軍が遊惰に流れたのが主な原因であつた。太祖の考は或は此に及んだものではあるまいか。即ち四通八達の都會に軍隊を久しく留めておくことが士風を頹廢させるのを虞れたのではあるまいか。軍人には平時より成る可く無駄な勞力を使はせ、殊更に不便な生活をさせて困苦に耐えしむるのが太祖の一貫せる方針であつた。續資治通鑑長編卷百六十三。慶歴八年三月の條に張方平の上疏を載せ

臣聞太祖。訓齊諸軍。法制甚嚴。軍人不得衣帛。但許衣襦。其制不得過膝。豈有紅紫之服。蔥菲不得入營門。豈知魚肉之味。每請月糒時。營在城西者。即於城東支。營在城東者。即於城西給。不許雇車乘。須令自負。以

勞役之。

とあり、この太祖の精神から推測すると、洛陽遷都は蓋し軍人を常に使役して開封より洛陽迄糧食を運搬させるやうな企てでもあつたらしい。扨てこそ一般に恐慌を來し當時晋王たりし太宗も形勢の不穩なるを察して極力諫止し、太祖も折角の名案乍ら多數の反對に合つて不承無承ながら思ひ止まつたものと思はれる。果して太宗の時より禁軍が遊惰となつて宋軍の鋒先が鈍つた。併し之は大勢である。洛陽に遷して態と不便な生活をさせた所が何時迄質朴な風を維持し得たかは疑問に屬する。

現今河南省の中央に黄河に平行して三つの都會がオリオン座の三つの星の如く一直線に並んでゐる。西端が洛陽でその東七十哩に鄭縣があり、更に東四十哩にあるのが開封である。元以後北京が都となり、運河の道筋も變つて最早開封を通らなくなつたので、開封の町もさびれ、單に河南省の首府として現今は人口二十五萬の都會となり古の繁華に比す可くもない。更に憐れなのは洛陽で單なる田舎の縣治として開封の約十分一の人口を算す

るに過ぎない。

時勢は更に變化して運河の時代から鐵道の時代になつて來た。光緒三十一年京漢線が開通して、開封と洛陽の中間鄭縣を通り、宣統元年隴海線が出来て三都會を貫き、兩鐵道が鄭縣で交叉することになつた。之によつて鄭縣は一躍重要な地位を獲得したので、今度は開封の繁榮を此處へ奪ふ順になる筈であるが、何分支那は混亂續きで鐵道が出来ても輿地が開發されず、人民の購買力が貧弱で物資の動きも十分でないので、今の所鄭縣は依然として小都會である。隋の大運河開鑿後五代に至つて始めて開封が盛大となつた如く、鄭縣の發展も數百年の時日を要するかも知れず、或は一足飛びに飛行機の時代が來て其儘立消えになるかも知分らない。

八 近世の奴婢・の佃戶

唐律には奴婢・部曲なるもの、法律上の地位を規定してゐるが、之を最もよく現してゐるのは鬪訟律である。先づ主人が奴婢を殺した場合は

諸奴婢有罪。其主不請官司而殺者。杖一百。無罪而殺

者徒一年とあり、次に部曲の場合は

諸主毆部曲至死者徒一年。故殺者加一等。其有愆犯決罰致死。及過失殺者。各勿論。

とある。然るに宋以後になるとこの規定は大變動を來した。宋代にも奴婢なる名稱はあるが其實質は大分に異なり。續資治通鑑卷五十四。咸平六年四月の條に

舊制士庶家。僮僕有犯。或私黥其面。上以今之僮使。

本傭雇良民。癸西詔。有盜主財者。五貫以上。杖脊黥面配牢城。十貫以上奏裁。而勿得私黥涅之。

とあり、奴婢も元來良民たることを認めてゐる。されば仁宗の至和元年、宰相の陳執中の家で奴婢が變死した時も朝廷では大問題にして騒いだことがあり又錢若水の話として凍水紀聞卷二に次の記事がある。(續資治通鑑卷三十一にも引く)

有富民家小女奴。逃亡不知所之。女奴父母。訟於州。

命錄事參軍鞠之。錄事嘗貸錢於富民不獲。乃劾富民父子數人。共殺女奴。棄尸水中。遂失其尸。或爲元謀。

或從而加害。罪皆應死。富民不勝箠楚。自誣服。具獄

上州官。審覆無反異。皆以爲得實。若水獨疑之。云々。とあるのを見ると、主人が小女奴を殺した場合に少しも罪を減ぜらるゝことなく死に處せられる定めであつたことが分る。次に唐の部曲に相當するものは佃戸であるが、之も元來は純然たる良民としての取扱を受けてゐた。續資治通鑑長編卷百八十五。嘉祐二年四月癸丑。

貸隨州參軍李抃父阮死罪。初阮毆佃客死。而其子抃願納所受赦告。以贖父罪。上矜而許之。仍免決浚湖南編管。

なる記事がある。之で見ると佃客を毆死せしめたものは死刑に處せられる定めであつたことが分る。然るに主人と佃客との間に小作争議のやうなことが多くなつたと見え、政府は次第に佃主の地位を擁護するに傾いて來た。之を最もよく現してゐるのが建炎以來繫年要錄卷七十五。紹興四年四月丙午の記事である。曰く

起居舍人王居正言。臣聞殺人者死。百王不易之法。先王非不知死者已不可復生矣。而殺人者又必死。蓋以謂。殺人而不死。則人殆無遺類矣。此先王之深仁厚澤。萬

世而不置者也。臣伏見。主毆佃客致死。在嘉祐法。奏聽救裁。取赦原情。初無減等之例。至元豐始。減一等配隣州。而殺人者不復死矣。及紹興又減一等。止配本城。並其同居被毆至死。亦用此法。饒倖之途既開。鬻獄之弊滋甚。由此人命寢輕。富人敢於專殺。死者有知沈冤。何所赴愬。伏望陛下。深軫至懷。監古成憲。斷自淵衷。俾從舊制。用廣祖宗好生之德。成陛下全活之恩。詔刑部看詳。申尙書省。後不行。

佃戸の地位が次第に低下してゆく有様が、之で髣髴される。而して此中の「其同居」とは即ち所謂奴婢に外ならぬであらう。

九 宋代の戸口統計

宋代の戸口統計に於て、一戸當りの口数が異常に少いことは周知のことであり、之に就ては先に加藤繁博士が東洋史講座別卷「宋代の戸口を論じてその前後の變遷に及ぶ」の中に詳論されたことがあつた。博士は宋代戸數に比し口數が少き原因に就き三つの説を擧げ

(1)南宋李心傳の説。人民が丁賦の負擔を免れんが爲に

戸籍に脱漏ある結果とするもの。

(2) 露人 Sacharoff の説。官吏が殊更に戸数を多く報告して恩賞に預らんとした結果となすもの。

(3) 三三の説。宋代の口数には女子を含まずして男子のみなるが故なりとするもの。

右の中第一説に左祖して居られる。然るに私は近頃この斷案に對して疑を抱き、矢張第三説がよいのではないかと思ふやうになつた。

文献通考卷十一。戸口考に元豐三年畢仲衍が上つた中書備對の戸口統計を掲ぐるが(便宜上數字を書き直す以下同じ)

主戸 戸 一〇一〇、九五四二

丁 一三二八、四六八五(一戸一、二二)

口 二三四二、六九九四(一戸二、二)

客戸 戸 四七四、三一四四

丁 五五六、二一八八(一戸一、一七)

口 九八七、六八九五(一戸二、〇八)

右の中丁は勿論口の一部分を形成するものであるか

ら、口より丁を引去りたる差

主戸 一一一四、三三〇九(一戸〇、九九)

客戸 四三一、四七〇七(一戸〇、九一)

は前説に従へば、老弱男女子の總計とならねばならぬ。

老弱男・女子の合計が成丁よりも少く、一戸一人未滿とは

有り得可からざることである。さればと云つて口の中に

丁が含まぬとして、丁と口を合すれば五千萬以上とな

り、同時代の他の統計との釣合がとれなくなる。最も甚

しいのは淮南路で主戸の統計

口 一三九、三五五五

丁 一三三、〇三〇六

差 七、三二四九

となり之は數字の誤かも知れぬが、百三十萬の丁に對し、

老弱男・女子の合計が僅に七萬とは絶對に考へられぬ。

若しも丁賦を免れる爲に脱漏があるならば丁數が少くし

て老弱・女子が多くなければならぬのに、以上の統計は

反つて、丁數が一戸一・二人となつて、寧ろ考へらる可き

數になつてゐる。この統計に關する限りに於て口とは丁

を含めたる男子全體の數と解した方が妥當である。

中書備對に於ては斯く丁と口とを區別して使つてゐるが、他の記録では時に混同してゐる場合があるから注意を要する。續資治通鑑長編卷百十五に景祐元年の統計を

擧げ

主戸 六〇六、七五八三

口 二〇一二、三八一四

客戸 四二二、八九八二

口 六〇八、一六二七

(主客口 二六二〇、四四四一)(一戸二、五五)

とあるが、別に長編卷百十八。宋史百八十四食貨志茶法の條に葉清臣の上疏を載せ

景祐元年天下戸千二十九萬六千五百六十五。丁二千六

百二十萬五千四百四十一。

と云つて、先の口に當るものを、此處では丁としてゐる。

この場合の丁或は口が何を指すかを決定するのは先の中書備對に見えたる一戸當り人數の外ない。即ち一戸二・五五にも及ぶのは男口全體を指すに違ひないのである。

葉清臣が之を丁と呼んだのは然らば誤かといふに、必ずしもさうでなく、別に男口全體を丁といふ用法もあつた。

(但し葉清臣が丁の名に拘はれて、之を成丁と考へたのは誤解である)

長編卷百九十九。嘉祐八年の終に統計を載せ

天下戸 一二四六・三三二〇

丁 二六四二・一六五一(一戸二・二二)

なる數があるが、之は長編卷百九十五。嘉祐六年の

主戸 七二〇・九五八一

口 一五八七・五五八〇

客戸 三八八・一五三一

口 六八〇・七五三二

(主客口 二二六八・三二二二)(一戸二・〇五)

に比較して同性質のものでなければならぬ。嘉祐八年は既に仁宗崩じて英宗即位した時のことであり、長編の資料となつた實錄が、嘉祐六年のものとは別であつた爲に、これ迄口と呼んでゐたものを其儘丁と呼んで了つたのである。長編の英宗時代の戸口統計は總て丁を以て男口全

體を意味させてゐる。

然るに神宗時代になると又統計の性質が異つて来る。

今長編によつて英宗治平三年と神宗熙寧五年の統計を比較すると

治平三年戸 一二九一・七二二一

丁 二九〇九・二一八五(一戸二・二六)

熙寧五年戸 一五〇九・一五六〇

丁 二二八六・七八五(一戸一・四五)

即ち戸が二百萬も増加して、丁が七百萬も減じてゐる。

之は丁の意味が異なるより生じたもので、英宗時代の男口なる意味の丁より、成丁なる意味の丁へ復歸したのである。以上の例によつて、丁と口とを混同して、共に男口全體の意味に使用する場合があつたことを知り得られる。

然るに又、長編卷三百四十一。元豐六年の終に

主戸 一一三七・九一七四

丁 一六九五・四二〇六

客戸 五八三・二五三九

丁 八〇一・五〇九四

(主客丁 二四九六・九三〇〇)(一戸一・四)

なる統計あるが、文獻通考卷十一、戸口考に元豐六年天下主客戸口數を擧げ

主客戸 一七二一・一七一三

口 二四九六・九三〇〇

とあるに比較して、丁と口の數が完全に一致する。之は

疑ひもなく成丁の意味に違ひないから、宋代には又、口

の字を用ひて、成丁だけを意味する用法もあつたのである。

る。

然らば宋代には男女全體の統計が全く無かりしかと云ふに、全國的のものは見當らぬが、南宋の明州慈溪縣の戸口が、寶慶四明志卷十六卷に載せたる胡架の狀に見えて居り

主客二萬餘戸

計一十五萬六千三百餘口(又曰。主客戸通計大小口

一十五萬六千三百八十)(一戸約七・八)

之は明かに男女通計なること疑ひない。加藤博士は敦煌文書に見ゆる北宋戸籍斷片に女子・小兒を載せたるを以

て、北宋の戸口統計には女子をも包含したる證據とせられたが、戸籍と統計と、地方統計と全國統計とは性質の異なる場合がある。

斯く丁及び口の意味を解する以上、私は必然的に李心傳の説に觸れねばならぬ。彼の説は建炎以來朝野雜記甲集卷十七に載せたるが、煩を厭はずに全文を掲ぐるならば次の如くである。

本朝視漢唐戸多丁少之弊

西漢戸口至盛之時。率以十戸。爲四十八口有奇。東漢戸口率以十戸。爲五十二口。可準周之下農夫。唐人戸口至盛之時。率以十戸。爲五十八口有奇。可準周之中次。自本朝元豐至紹興。率以十戸爲二十一口。以一家止於兩口。則無是理。蓋跪名子戸漏口者衆也。然今浙中戸口。率以十戸爲十五口有奇。蜀中戸口。率以十戸爲三十口弱。蜀人生齒。非盛於東南。意者蜀中無丁賦。故漏口少爾。

之を讀めば李心傳は宋の口數を以て漢唐の口數と同性質のものとして考へてゐるやうにも思はれるが、併し又必ずし

も然らず、讀み様によつては區別してゐると考へられぬこともない。一體に李心傳は宋代の實際の戸當り男女口を何人と推測したか、その一材料となるものに、彼の著建炎以來繫年要錄卷五十一。紹興二年正月己卯の條に知高郵縣鍾離溶の^{ホシ}上言を載せた所がある。曰く

宣撫司指揮。合營田之民。有警旋行句集出戰。本縣四十村。歸業之民。僅千八十家。ホシ(中略)分爲二十社。社三百人。(中略)二十社計六千人。

即ち千八十家にて六千人なれば一家當り、六人弱となり男女同數とすれば男口三人弱となる。勿論之は營田の而も亂離の後であるが、唐の統計に比較する時は、この率を一般に當儀めて大した錯誤は來さなと思ふ。果して然らば李心傳が蜀中の戸口、十戸三十口弱の比率を以て、漏口少しと云つた意味は男口のみにて一家三口弱なれば、男女口を合せて六弱となるので、大體真に近いと考へたと解してよいであらう。之に對して全國の統計が一戸二人となるのは、則ち是理無しであつて、兩浙地方に大なる脱漏が行はれてゐるからであると結論したのである。

宋代は或意味から云へば中央の命令が地方に徹底しなかつた、綱紀の亂れた時ではあるが、眞逆にノンセンスに近い統計を何百年の間根氣よく續けたとは常識からも考へられぬ。中央の戸口統計は主に役法の必要から地方に徴したのであつて、女子は全然關係がないので除外され、男口はたとへ老弱にもせよ、小男が成丁となり、成丁から老男になる移動を跡づけ得る爲に、成丁と共に其統計を上らしめたのである。而して前述の如く宋代の戸口統計には丁と口の二字を混同して用ひてゐるので、單に文字の上から統計の性質を定めることは極めて危険である。之を決定するのは一に前後の關係から推測するより外ないが、多少標準となり得る數を左に掲げて參考としておかう。

| | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|---|--------|----|------|
| 地方統計 | | 全國統計 | | 文 | 字 | 意義 | 一戸人數 |
| 口(廣義) | 口(中義) | 口(狹義) | 口(狹義) | | | | |
| | 丁(廣義) | 丁(中義) | 成丁 | 男 | 二・三口前後 | 男 | |
| | | 丁(狹義) | 成丁 | 女 | 一・五口前後 | 女 | |

猶右の中成丁にもせよ、男口にもせよ、男女口にもせよ何れも人口に違ひないから、之を單に口と呼んでも差支えないが、成年にも達せぬ未成丁を含めて之を丁として統計を出すのは何故であらうか。丁は丁女といふ言葉もある通り成年でなければならぬが、由來支那では斯る場合の文字の使用は至つて無雜作である。明章潢の圖書編卷九十。國朝民數總叙に

黃冊所載。至爲浩繁。其大要則天下之人丁事産而已。

人丁卽前代之戸口也。

此處に前代とは宋を指せるやうであるが、宋代の戸口統計に現るゝものは「人丁」なることを云ひ、次にその人丁に就て

十年攷造黃冊。有丁有田。(中略)丁。曰成丁。曰未成

丁凡二等。

と説明してゐる。即ち章潢の、否明人の考によると丁には成丁と未成丁の二種類あることになる。未成丁は丁でない等と理窟を云つてはならぬので、未成といふ一種の丁なのである。宋人が男口を凡て丁の中へ包含したのも

斯ういふ考へ方から出たものであらう。

因みに最初に掲げた中書備對の統計は元豐以後のものではないらしい。長編卷二百九十五。卷三百十に夫々元豐元年及び三年の戸口數を擧ぐるが計算すると

元豐元年戸 一六四九・二六三一

丁 二四三二・六一〇二(成丁)

元豐三年戸 一六七三・〇五〇四

丁 二三八三・〇七八一(成丁)

となつて、戸數も丁數も非常に相違がある。寧ろ長編卷二百八十六に、王珪會要に據るとして熙寧十年の統計を擧げ

主客戸 一四二四・五二七〇

口 三〇八〇・七二二一(男口)

とあるものに近い。中書備對の數を主客合計すると

戸 一四八五・二六八四

丁 一七八四・四六八五(成丁)

口 三三三〇・三八八九(男口)

となるから、之は同じ熙寧十年の範圍の異りたる統計か、

然らずんば此年を去る遠からぬ熙寧年間の統計に違ひない。